

米原ゴルフ倶楽部研修会 会則

第1条 名称

本会は、米原ゴルフ倶楽部研修会と称する。(以下「本会」という。)

第2条 理念と目的

本会は、会の発展と会員相互の親睦を深めることを理念とし、競技委員会の下部組織として発足する。

本会は、この理念のもと本会会員のエチケットマナー並びに技術の向上を図るとともに、品位・技術両面において、米原ゴルフ倶楽部会員の模範とならん事を目指し、米原ゴルフ倶楽部を代表する選手の育成を目的とする。

第3条 事業

1. 本会は前条目的達成の為、次の事業を行う。
 - (1) 定例研修競技会
 - (2) 関連する諸研修会
 - (3) その他、本会の目的達成に必要な事項
2. 定例競技会の競技記録は、クラブ公式記録に準用する。
3. 本会の事務局は、米原ゴルフ倶楽部内に置く。

第4条 会員（入会資格）

1. JGAハンディキャップ14.9以下で、月例競技4回以上参加した者、且つ本会の理念・目的に賛同する米原ゴルフ倶楽部の正会員。
2. 入会希望者は、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得て研修会会員資格を与えられる。
また、月例参加回数及びハンディ基準を満たさない場合であっても役員会の承認をもって研修会会員となることができる。
3. 会員は研修会指定のブレザーを購入し、役員会の指示に従い研修会および対外競技参加時には必ず着用しなければならない。

第5条 懲戒

本会会員が次の事項に該当する場合、会長は役員会の決議をもって戒告、研修会競技会出場停止および退会勧告をすることができる。退会勧告に従わない場合は、除名処分とすることができる。

1. 一年間にわたり年会費未納の者
2. 本会の会則および細則に違反した者
3. 本会の名誉を傷つけ、または秩序を乱した者
4. その他、本会の理念・目的に照らして会員として不適格と認められた者
5. 米原ゴルフ倶楽部会員の資格を失った者

第6条 役員

本会に役員会を設置する。

役員は以下の通りとする。

会長、 副会長、 役員

第7条 役員

1. 現任役員の内選及び推薦により役員候補を選出し、役員の内半数の出席（委任状を含む）及び出席役員の内半数で決議する。
2. 新役員は、速やかに役員会を開催し、会長以下それぞれの役割分担を決定する。
この時の議長は、内選による。
3. 役員会は、必要に応じて顧問・相談役を委嘱することが出来る。

第8条 役員の内期

1. 役員の内期は2ヶ年とし、改選期の12月会員総会開催日までとする。再任を妨げない。
2. 役員の内任の申し出や倶楽部会員退会等役員の内務遂行が困難な状況が生じた場合、会長は速やかに臨時役員会を招集し、後任役員の内事について協議しなければならない。
3. 役員は内任または内期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

第9条 役員、顧問、相談役の内務および決議

1. 会長は、本会を代表して会務を統括する。
2. 会長は、必要に応じ役員会を招集することができる。
また、役員の内半数から役員会招集の要請があったときは、会長は速やかに役員会を招集しなければならない。
3. 副会長は会長を補佐し、会長が内務遂行困難と判断されるときは代行して会の運営を行う。
4. 役員は、会長および副会長を補佐し、当会の運営内務を分担し、内務を担当する。
5. 役員会は役員の内半数の出席をもって成立し、決議は出席役員の内半数で決定する（委任状を含む）。
6. 顧問・相談役は、必要に応じ助言を行うことができる。

第10条 会員総会

1. 本会会期は、1月から12月までとする。
2. 毎年12月に年次会員総会を開催し、会員の内半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。
会員総会の決議は、出席者の内半数の内成をもって決定する。
3. 会長は必要に応じて臨時総会を開催し、会員を招集することができる。
4. 総会は会長が議長となる。会長不在の場合は副会長が議長を代行する。
5. 年次総会において、年度の内務報告と次年度の内務計画を決議する。

第11条 経費

本会の会議・事業に要する費用は、役員会において決定する。

ただし、緊急を要する場合、少額の支出は会長及び会計担当役員が協議し、決定することができる。

第12条 連絡

会議・定例の競技会等の案内、議事録の作成は、担当役員が行う。

第13条 年会費

本会会員は、細則に定める年会費を前納しなければならない。

第14条 会計及び会計年度

1. 本会の会計年度は、1月1日から12月31日迄とする。
2. 会計担当役員は、資金状況等を必要に応じ、役員会に報告をしなければならない。

第15条 会則の変更

本会の会則を変更するときは、役員会の決議を必要とする。

第16条 付則

本会則に定めなき事項は、必要に応じ役員会の決議をもって決定する。

以 上